

**社会福祉法人「蘇南会」**  
**令和2年度経営方針並びに事業計画**

特別養護老人ホーム矢部大矢荘  
矢部大矢荘通所介護事業所復健館  
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所  
矢部大矢荘居宅介護支援事業所  
矢部大矢荘訪問入浴事業所  
グループホームすみれ  
ケアハウス光露館  
生計困難者に対する支援事業  
社会福祉の増進に資する人材育成事業

\*\*\*\*\*

**社会福祉法人 蘇南会 基本理念**

**『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』**

\*\*\*\*\*

今日の社会的問題として、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立と働き方の多様化」などがあがっている。これらの課題の解決のために、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることをめざし「働き方改革関連法」が成立し、動き出した。社会福祉法人においても、施設経営の根幹に利用者のケア向上とともに働きやすい労働環境を整備していくことがもとめられている。具体的には、非正規雇用の処遇改善、柔軟な働き方、子育て・介護と仕事の両立、外国人材の受け入れ等9項目の取り組みが同時並行的に示されている。

当法人としては、社会資源としての社会福祉法人が地域社会の核となるべく、社会福及び公益活動が求められていることは、今後も継続的にすすめることとする。さらには、法人内での規定の整備と各事業所内での労働環境の改善に重点的に取り組みを実施しなければならないところである。

当年度の施設経営にあたっては、蘇南会の理念である「老後の尊厳ある暮らしを支える」を基本に据え、各事業所においてそれぞれの事業計画に基づき、利用者の豊かな生活の確保をすすめ、環境面を含めた個別ケアの充実、生活の安心・安全の確保をさらに推進していくこととする。また、各事業所の経営状態を的確に把握し、職員に対する処遇改善のほか労働環境をはじめとした職場環境の改善に努め、各事業の経営の安定を図ることを徹底する。また、生計困難者に対する支援事業及び社会福祉の増進に資する人材育成事業を実施することで、社会福祉法人の地域社会への貢献事業の取り組みとして展開していくこととする。

## 1、特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

### 全体目標

- ①施設において小グループ化した各ユニット毎にユニットケアを実施し、「利用者の安心・安全な生活」の充実を図ることを目標とし、利用者の心身の状況に合わせた適切な施設サービスを提供する。
- ②社会情勢もふまえ人材確保ができるような職場づくりを目標とし、職員の労働環境の整備と資格取得支援をすすめる。また職員の研修意識を高められるような働きかけを行うとともに、介護技術の向上、専門性の向上（知識・技術・倫理・社会性）が図れるよう人材育成を推進する。
- ③人材確保の一環として、外国人材受け入れ制度拡大を踏まえ、その取り組みに着手する。
- ④各種委員会活動を通じて利用者の生活の質及びケア向上を図ることとする。
  - \* 利用者の尊厳を守り自立した生活の支援の継続にむけて、施設全体で身体拘束の廃止に向けた取り組みを推進するため、身体拘束対策委員会の設置。
  - \* 施設内の介護事故を未然に防止し安全かつ適切なケアを提供するために、事故防止対応委員会の設置。
  - \* 感染症及び食中毒の発生・予防を防ぐために感染防止対策体制の取り組みを施設全体で推進するため感染症対策委員会の設置。
  - \* 当施設における褥瘡発生の予防効果を向上させるために褥瘡予防対応委員会の設置。
  - \* 排泄に介護を要する入所者に他職種が計画に基づいて支援する排泄委員会の設置。
  - \* 利用者の口腔衛生及びケアに関する取り組みを実施する口腔ケア委員会の設置。
  - \* 利用者、家族及び地域からの要望・意見・苦情等処理する苦情対応委員会の設置。
  - \* 職員の労働安全衛生について協議し、取り組みを実施する安全衛生委員会の設置。  
安全衛生委員会には、業務省力化と福祉器具導入を通じた腰痛予防対策を実施する委員会も併設して実施する。
- ⑤法人会計、入退所事務、介護報酬請求事務の期限内の実行および各関連事業所との連絡調整を的確に行い、施設経営の円滑化を図る。
- ⑥認知症のある利用者の増加に伴い、認知症の正しい理解と知識、ケアの向上にむけた取り組みを施設全体で推進し、認知症ケアの充実を図る。
- ⑦山都福祉村の各事業所との協力・連携を図り、相互の発展が望めるよう努力する。
- ⑧地域団体、ボランティア、各学校や行政との協力体制を図り、地域社会において地域ケアへの貢献が図れるような取り組みを実施する。
- ⑨日常的に防災への意識を高め、年2回の避難訓練等を通じて安全を確保する。
- ⑩介護人材の確保と定着のため職員相互で資格取得や子育て支援に協力できる体制を実施する。  
メンター制度・ストレスチェックを活用することで、一層の職場定着が図れるように実施する。
- ⑪非常災害時の対応について、マニュアルの作成及び非常用備品の充実を図ることとする。

## 2、矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所事業所運営方針並びに事業計画

**目標** 利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供をすることで、利用者本人の生活支援、またその家族への介護軽減を行うことで居宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

### 運営方針

- ①利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- ②サービス提供が5日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- ③サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉に準ずる基準で行い、利用者・家族にサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を実施する。特に感染症には注意を払うこととし、初冬の利用にあたってのインフルエンザ予防接種は必須とする。
- ⑤随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員等との連携を図り、安心して短期入所利用および居宅生活の継続への支援を行う。
- ⑥利用者の所持品の管理を徹底し、的確な短期入所の利用ができるよう各部署連携を図る。
- ⑦利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分注意を図る。

## 3、矢部大矢荘訪問入浴介護事業運営方針並びに事業計画

**目標** 居宅の要介護者に対して、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴介護サービスを提供し、利用者の身体の清潔の保持・心身機能の維持回復を図ること、また利用者の生活機能の維持・向上を目標とする。

### 運営方針

- ①入浴介護サービスの提供は、常に利用者の心身の状況・希望およびその置かれている環境をふまえ、必要な介護サービスを適切に提供する。
- ②サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者または家族に対し、サービス提供方法を理解しやすいよう説明する。
- ③利用者の健康状態を把握し、病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じる。
- ④一回の訪問につき、看護職員一人および介護職員二人をもって行うことを基本とする。
- ⑤看護職員は、利用者の健康状態を把握し、事故・怪我・感染症防止に細心の注意を払い、入浴後

の処置を行う。

- ⑥サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品の使用に際して安全および清潔の保持に留意し、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- ⑦職員は業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を漏らさないように厳守する。
- ⑧自らその提供する訪問入浴の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### 4、矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」運営方針並びに事業計画

##### 目標「生活に密着したサービスの提供」

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話および機能回復訓練を行うことにより、その人らしい生活を自分の意思で送る「尊厳ある暮らし」を目指すものであり、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

##### 運営方針

###### ① 在宅生活の継続に資するサービスの提供

- ・地域包括システムの円滑な導入に資するよう、利用者の家族や担当ケアマネジャー、主治医や他のサービス提供事業所との連携を密にし、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。

###### ② 心身機能の訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化

- ・利用者に対して、居宅介護支援専門員の計画に基づき居宅を訪問し、本人・家族・関連機関・事業所との連携を密にし、個々の能力に合った訓練計画を作成、また地域資源を活用しきめ細やかなサービスを提供する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）については、生きがいづくり、要介護状態の予防と自立支援、介護予防の強化目標を掲げ、機能維持・向上訓練、活動的な生活の維持を提供する。
- ・趣味活動、レクリエーション等において、自らが選択－決定－実行と主体的活動の実現、魅力的なプログラムの提供に努め、自立した生活支援を図る。
- ・事業所内のサービスだけでなく、ニーズの高い外出レクリエーションを計画的に行うことにより、利用者のニーズに応え、魅力あるサービスの提供に努める。
- ・家庭の雰囲気に関わらず暖かい食事、季節メニューを提供する。

###### ③ 認知症・重度介護度の利用者の受け入れ

- ・早期の診断と適切な医療、そして介護サービスの提供という流れのもと、認知症利用者（含若年性認知症利用者）の対応にあたる。
- ・中度及び重度介護度の利用者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら利用目的を把握し、安全と安心を図る。

#### ④ 職員の資質向上

- ・各種会議、研修会等積極的に参加し、研修発表などの場を設け、知識・技術の向上に努めるとともに自己研鑽を積む。
- ・認知症（若年性認知症含）への知識や理解を深め、チームアプローチの基本と実践を学ぶため職場内教育と外部研修のプログラムを実施する。

#### ⑤ その他

- ・緊急の事態に対しては速やかに適切な対応をし、嘱託医の指示を受けて、協力病院の受診等の援助をする。
- ・職員は業務上知り得た利用者および家族に関する秘密を漏らさないよう厳守する。
- ・防災・震災対策として、火災を絶対に起こさないこと、また職員の防災・震災意識の高揚と防災訓練・震災訓練を定期的実施する。
- ・保育園・小学校・地域各種団体等との交流を行い、地域の保健・医療サービスおよび福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
- ・苦情処理・事故発生時対応・衛生管理等については作成したマニュアルにそって対応する。

## 5、矢部大矢荘居宅介護支援事業所運営方針並びに事業計画

### 事業の目的

本事業所は、介護保険法の理念に基づき、居宅の要介護者・要支援者に対し、ご本人、その家族との信頼関係を大事にしながら住み慣れた地域での生活、自宅での生活が継続できるように支援する。また、特定事業所としての要件を満たし、ケアマネジメントの質の向上に努める。

### 運営方針

1. 医療ニーズを有する利用者にあつては、入院時の情報提供、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等在宅医療に於いて、医療、介護の連携の要となるように情報交換、共有を図っていく。
2. 利用者の心身状況の特性を踏まえ、利用者、家族の意向を尊重しながらも、客観的視点も併せ、利用者の自立支援に向け、日頃よりサービスについての情報収集を行い、公正中立の立場からフォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画する。
3. ケアプランの作成に当たっては、利用者の適正なニーズの把握とサービスが提供できるよう課題整理総括表を活用する。また、保険者が実施するケアプラン点検事業にも対応していく。
4. 地域包括ケア会議に参加し、地域包括ケアシステムの一輪として行政サービスやインフォーマルサービス等の社会資源の形成にかかわっていく。
5. 専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成し実施する。また、事業所外での「研修」等の機会を活かし、自己研鑽に励む。
6. 介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れに当たり、実習受け入れ体制の強化と実習内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
7. 定期的な居宅会議を開催し、職員同士及び事業所全体の情報共有と連携を図っていく。

8. 苦情については、真摯に受け止め、職員全体で対応策を検討する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、職員相互に得た情報を躊躇なく伝言できる環境をつくっていく。

## 6、生計困難者に対する支援事業

**目 標** 地域社会において様々な重複・複合化した生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済的援助を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

### 運営方針

- ①コミュニティソーシャルワーカーの配置と生活相談活動  
コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生計困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。
- ②経済的援助  
援助を必要とする方の相談のなかで、経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を円滑に決定する。
- ③コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決裁後生活困難者に同行してスーパーや電気・ガス会社、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを実施し、実施後に熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で精算する。
- ④1 ケースあたりの現物給付による最長支援期間は概ね1ヶ月とし、生活支援限度額は概ね10万円以内とする。
- ⑤生計困難者は、支援後も繰り返し生計困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。

## 7、社会福祉の増進に資する人材育成事業

**目 標** 外国人介護人材の受け入れを技能移転という趣旨で実行し、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に受け入れ、我が国の介護職の社会的評価の向上や介護サービスの質の向上に繋げる。また、地域社会においても、今日的な社会問題である介護・看護人材の確保のため、法人として人材育成事業を実施する。

### 運営方針

- ① フィリピンからの外国人技能実習生受け入れを実施する。
- ② 法人奨学金制度による資格取得の実施（介護福祉士実務者研修・看護師資格）